

国民健康保険課からの お知らせ

【お問合せ先】
国民健康保険課
賦課徴収係
☎973-3202

国民健康保険税の納付が
7月から始まります。

平成31年度（令和元年度）の国民健康保険税納付通知書を7月上旬にお送りします。

最寄りの金融機関やコンビニ、うるま市役所本庁舎国民健康保険課窓口で納めてください。

各出張所では納付できませんのでご了承ください。

※口座振替の場合は、第6期の振替日が12月25日となりますのでご注意ください。

国民健康保険税の
課税限度額が変わります。

平成31年度（令和元年度）より地方税法等の改正に伴って、国民健康保険税の課税限度額が下記のようになり改正されます。

	平成30年度	令和元年度
医療分	58万円	61万円
支援分	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。分割納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

申請により受けられる制度

① 減免制度

失業や営業不振、病気等により著しく所得が減少した場合、災害等のため著しい被害にあった場合に、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は令和2年2月末日までに申請してください。

② 非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給資格者証をご持参の上、申請してください。

所得の申告をお忘れなく！

国民健康保険税では申告等に基づき所得の判定を行っています。申告等がない場合、適切な課税がされない

ばかりでなく、軽減・減免を受けられることができません。

また高額療養費支給の際、上位所得者（所得の多い世帯）とみなされるため、払い戻しが受けられないことがあります。申告がまだお済みでない方はお早めに市民課等でお手続きください。

納税（付）関係証明書が必要な方へ

納付済みデータがシステムで確認がとれるまでに、3日〜2週間程度かかります。また、口座振替の場合もシステム確認までに3日程度かかります。

納税（付）証明書が急ぎで必要な方は、身分証と納付したことがわかる領収書や通帳（口座振替後、記帳したものを）をお持ちください。

口座振替で納め忘れを無くそう

口座振替にすると納め忘れの心配や納付に出掛ける手間が省けます。また、一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。

なお、口座振替の方については、確定申告の資料として「納付状況通知書」を毎年1月下旬頃に郵送いたします。



手続き簡単！ ペイジー口座振替受付サービス

キャッシュカードで口座振替の手続きが完了！ 納付の手間なく納め忘れのない口座振替！

登録手続き	必要書類	サービス対応金融機関	受付場所
STEP1 本人確認 STEP2 専用端末機にキャッシュカードを通す STEP3 暗証番号入力 STEP4 口座登録完了	●納税通知書 ●身分証明書 ●金融機関のキャッシュカード ●委任状（別世帯の方が手続きに来る場合）	●琉球銀行 ●沖縄銀行 ●沖縄海邦銀行 ●ゆうちょ銀行 ●沖縄県労働金庫 ●コザ信用金庫 ※沖縄県農業協同組合については、従来の口座振替依頼書による申込手続きとなります。	国民健康保険課 （市役所本庁舎東棟1階） ※本庁舎、各出張所、指定金融機関、郵便局にて、口座振替依頼書及び通帳届出印による従来の申込み方法も引き続きご利用いただけます。

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の 後期高齢者医療保険に加入の皆様へ

お問合せ 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177

7月から 後期高齢者医療保険料の納付が始まります。

平成31年度（令和元年度）後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月中旬頃に郵送します。

保険料の納付方法

○納付書払いとなる方は、同封する納付書にて最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで保険料を納めてください。

○口座振替となる方は各納期の月末（全納対象者は7月末）に、登録されている口座から保険料が引き落とされます。（※12月のみ2日引き落とし）

○特別徴収（年金天引き）となる方に対しては、ハガキタイプで「保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

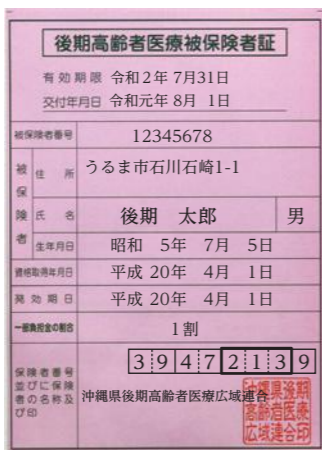
特別徴収（年金天引き）の 8月仮徴収額変更について

保険料の支払い方法が特別徴収（年金からの天引き）の方は、年6回ある納期のうち、前半（4・6・8月）を『仮徴収』、後半（10月・12月・2月）を『本徴収』として納付していますが、収入の変動や後期高齢者医療保険料の改定があると、仮徴収額と本徴収額で大きな差が生じてしまう場合があります。

その差を是正する為、仮徴収額と

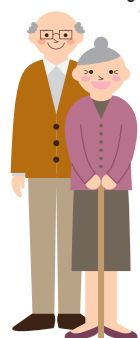
8月から 被保険者証が切り替わります。

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、8月から新しい被保険者証に切り替わり、有効期限が令和2年7月31日になります。



○保険料を完納した方は、新しい被保険者証を7月中旬以降順次郵送します。

○事前に窓口受取を申請されている方は、7月31日までにうるま市役所本庁舎（東棟）または各出張所窓口で被保険者証を切り替えてください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の交付申請ができます。

住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）に該当される方は、申請により、入院時又は、高額な外来診療を受けるときの一部負担金と、入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という）」の交付を受けることができます。

また、被保険者証が3割負担の方で現役並み区分Ⅰ・Ⅱに該当される方は、申請により、一部負担金の限度額を減額するための「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。交付を受けられる対象かどうかは、**お電話でも確認できます**ので、来庁前に上記の連絡先までお問い合わせください。

～過去に「減額認定証」・「限度額適用認定証」を取得したことのある方～

負担区分低Ⅰ・低Ⅱの「減額認定証」及び現役並み区分Ⅰ・Ⅱの「限度額適用認定証」に該当している方は、被保険者証に同封しております。

また、平成30年度中に負担区分低Ⅱの「減額認定証」を取得して90日を超える入院をしている場合、申請すると食事代が減額されます。直近の入院日数（91日以上）が確認できる領収書等をご持参ください。減額は申請した月の翌月から適用されます。

※平成30年度に長期入院該当の「減額認定証」を交付された方も申請が必要です。8月31日までに更新手続きをしてください。

※世帯に税の未申告者がいると所得区分判定ができないため、「減額認定証」・「限度額適用認定証」の交付が受けられない場合があります。未申告者がいる場合は、所得申告をお願いします。